

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○県営土地改良事業変更計画の縦覧	一	（農村振興課）
○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託（二件）	一	（水産業基盤整備課）
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	二	（都市計画課）
○土地改良区の定款変更の認可	二	（北部地方振興事務所）
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	二	（東部地方振興事務所）
○土地改良区に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	三	（デジタルみやぎ推進課）
○不在者投票を管理すべき施設の指定等	三	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	三	
○宮城県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	三	
○宮城県議会議員補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	七	
○包括外部監査結果に関する報告の公表	一一	
○包括外部監査結果に対する措置の公表（三件）	一一	

告 示

○宮城県告示第三百五号

県営福地地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年四月十九日から令和四年五月二十三日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市河北総合支所

○宮城県告示第三百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定施設」という。）の内、松岩漁港の指定施設、日門漁港の指定施設、塩釜漁港の指定施設（越の浦泊地）、女川漁港の指定施設（南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地）の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、漁港管理条例（平成元年宮城県条例第二十一号）第十条の二第一項の規定により知事が指定した施設（以下「指定

施設」という。)の内、塩釜漁港の指定施設(物揚場、岸壁、護岸及び棧橋横泊地)の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月三十一日次のとおり委託した。

令和四年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

塩竈市海岸通十五番一号

塩竈市観光物産協会

二 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園

2 名称

二・二・二十四号 双葉公園

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第三百九号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、令和四年四月十一日認可した。なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月十九日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 佐々木 均

○宮城県告示第三百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、北上川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年四月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小 林 一 裕

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年四月一日	大内 健一	石巻市北上町女川字新坂下百七十八番地	理事
令和四年四月一日	佐藤 榮一	石巻市針岡字蜂ヶ沢四十一番地	理事
令和四年四月一日	神山 惣一郎	石巻市小船越字後七十二番地一	理事
令和四年四月一日	武山 裕記	石巻市小船越字山畑八十六番地六	理事
令和四年四月一日	武山 雄一	石巻市二子三丁目九番地八	理事
令和四年四月一日	武山 太	石巻市北上町長尾字稲荷前五番地一	理事
令和四年四月一日	武山 勝	石巻市中島字大島山畑七十番地	理事
令和四年四月一日	渡邊 徳雄	石巻市中野字大屋敷九番地二	理事
令和四年四月一日	山内 和彦	石巻市成田字小塚宅地十五番地	理事
令和四年四月一日	千葉 昭悦	石巻市北上町十三浜字月浜百八番地十一	理事
令和四年四月一日	今野 勝夫	石巻市針岡字狼三番地一	監事
令和四年四月一日	神山 伊三男	石巻市皿貝字馬場四十七番地	監事
令和四年四月一日	鈴木 瑞彦	石巻市福地字町百七十二番地五	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名

令和四年三月三十一日	大内 健一	石卷市北上町女川字新坂下百七十八番地	理事
令和四年三月三十一日	佐藤 榮一	石卷市針岡字蜂ヶ沢四十一番地	理事
令和四年三月三十一日	神山 惣一郎	石卷市小船越字後七十二番地一	理事
令和四年三月三十一日	武山 裕記	石卷市小船越字山畑八十六番地六	理事
令和四年三月三十一日	武山 雄一	石卷市二子三丁目九番地八	理事
令和四年三月三十一日	武山 太	石卷市北上町長尾字稲荷前五番地一	理事
令和四年三月三十一日	武山 勝	石卷市中島字大島山畑七十番地	理事
令和四年三月三十一日	千葉 昭悦	石卷市北上町十三浜字月浜百八番地十一	理事
令和四年三月三十一日	高橋 利一郎	石卷市相野谷字柿木前百八番地	理事
令和四年三月三十一日	佐藤 幸一	石卷市中野字新相野田入二百二番地	理事
令和四年三月三十一日	今野 勝夫	石卷市針岡字狼三番地一	理事
令和四年三月三十一日	神山 伊三男	石卷市皿貝字馬場四十七番地	理事
令和四年三月三十一日	門馬 壽一	石卷市北上町橋浦字大須三十三番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 デジタルみやぎ推進課リースパソコン等賃貸借、導入設定及び保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企画部デジタルみやぎ推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和四年三月一日

- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 宮城県PC賃貸借J ECC/NECF企業連合 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 八億三千七十万七千六百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年一月十八日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十九号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一「医療法人徳洲会仙台徳洲会病院の項中「同 市泉区七北田字駕籠沢一五番地」を「同市泉区高玉町九番八号」に改める。

附 則

この告示は、令和四年四月十九日から施行する。

○宮選管告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を別冊一のとおり公表する。

令和四年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

○宮選管告示第三十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県知事選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県知事選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,702,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村井 嘉浩	所属党派	無所属	期	令和3年9月6日から	第1回分
出納責任者氏名	早坂 英男			期間	令和3年11月9日まで	

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 件 費 480,000 円
神谷 一雄 会社役員 (寄附額) 300,000 円	家 屋 費 1,600,000 円
改革みやぎネットワーク 政治団体 2,000,000 円	選挙事務所費 1,600,000 円
村井 鶴子 無職 1,500,000 円	集合会費 -
宮城県医師会 600,000 円	通信費 2,960 円
佐藤 寿彦 会社役員 500,000 円	通 信 費 27,800 円
宮城興宅建政治連盟 政治団体 100,000 円	印刷費 1,139,100 円
宮城興医師連盟 政治団体 2,000,000 円	広告費 -
鈴木 岩夫 会社役員 100,000 円	食 料 費 10,921 円
塩谷 明彦 会社役員 100,000 円	雑 費 142,120 円
藤山 秀三郎 無職 500,000 円	
宮城興石油政治連盟 政治団体 100,000 円	総 計 402,610 円
佐藤 義信 会社役員 1,000,000 円	
高橋 昌勝 会社役員 50,000 円	
宮城県選挙事務所政経研究会 政治団体 100,000 円	
旭田 憲彰 会社役員 100,000 円	
宮城興商工政治連盟 政治団体 100,000 円	
平間 征太郎 会社役員 300,000 円	
佐々木 昌二 会社役員 200,000 円	今 回 計 3,805,511 円
小松 浩一 会社役員 30,000 円	前 回 計 -
小林 清男 会社役員 1,000,000 円	総 計 3,805,511 円
宮城興薬剤師連盟 政治団体 300,000 円	
全日本不審感政治連盟宮城県本部 無職 50,000 円	
加藤 園子 政治団体 30,000 円	
宮城興歯科医師連盟 政治団体 500,000 円	
渡辺 昌夫 会社役員 100,000 円	
瀬田 安昭 会社役員 30,000 円	
渡邊 一志 会社役員 100,000 円	
来田 ひろ子 商業 30,000 円	
細田 弘行 会社役員 100,000 円	
左藤 邦昭 会社役員 30,000 円	
その他の寄附 11 件 120,000 円	
その他の収入 -	
前回計 12,070,000 円	
今回計 -	
合計 12,070,000 円	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ポスターの作成	75,100 円
選挙事務所立札及び看板の類の作成	1,064,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
投見放送の録音等	-
計	1,139,100 円

報告書受理年月日 令和3年11月12日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県知事選挙 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,702,300 円			
3 報告書の要旨	候補者氏名	所属党派	無所属
候補者氏名	村井 喜浩	所属党派	無所属
出納責任者氏名	早坂 英男	期 間	令和3年11月10日から 第 2 回分 令和3年11月25日まで
収入	主たる寄附 (氏名・団体名) 仙台市医師連盟	(職 業) 政治団体	(寄 附 額) 500,000 円
支出	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費 通信通刷費 交通印刷費 文具雑費 印刷費 文書費 食雑費		111,100 111,100 - 45,603 - - 1,027,950 - - - 1,210
その他の寄附 その他の収入	- 件		-
今 回 計			1,185,863
前 回 計			3,805,511
総 計			4,991,374
報告書受理年月日	令和 3 年 11 月 30 日	第 2 回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県知事選挙 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 37,702,300 円			
3 報告書の要旨	候補者氏名	所属党派	無所属
候補者氏名	長 純一	所属党派	無所属
出納責任者氏名	須藤 道子	期 間	令和3年10月7日から 第 1 回分 令和3年11月8日まで
収入	主たる寄附 (氏名・団体名) *選挙へのいかなる名を以て選挙運動の資金	(職 業) 政治団体	(寄 附 額) 5,100,000 円
支出	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集会会場費 通信通刷費 交通印刷費 文具雑費 印刷費 文書費 食雑費		485,000 481,800 385,000 96,800 5,698 94,749 2,165,484 607,200 26,432 182,683 355,900 1,038,537
その他の寄附 その他の収入	- 件		-
今 回 計			5,443,483
前 回 計			-
総 計			5,443,483
報告書受理年月日	令和 3 年 11 月 12 日	第 1 回報告分	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	866,250
ポスターの作成	839,500
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送の録画等	-
計	1,705,750

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
1 選挙の種類	令和3年10月31日執行 宮城県知事選挙		
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)	37,702,300 円		
3 報告書の要旨	令和3年12月3日から 期 間 第 4 回分 令和3年12月13日まで		
候補者氏名	長 純一	所属党派	無所属
出納責任者氏名	須藤 道子		
収入	主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額) 円
支出	人 家 賃 費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 通交印刷具費 広告費 文書費 雑費 157,791		
その他の寄附	- 件	-	-
その他の収入	-	-	-
今回計	5,183,531		157,791
前回計	5,183,531		5,574,286
総計	5,183,531		5,732,077
報告書受理年月日	令和 3 年 1 2 月 1 5 日	第 4 回報告分	

○宮選管告示第三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定により、令和三年十月三十一日執行の宮城県議会議員補欠選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (石巻・牡鹿選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	池田 憲彦	所属党派	自由民主党	期	令和3年10月7日から	第 1 回分
出納責任者氏名	高橋 安男			期間	令和3年11月1日まで	

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名) 安住 政之 自由民主党宮城県支部連合会	人件費 265,000 円
(職 業) (寄 附 額) 100,000 円	家賃費 576,356
会社役員 600,000 円	選挙事務所費 576,356
政党 57,699	集会会場費 -
	通信費 -
	交通費 611,500
	印刷費 284,500
	文具費 3,406
	雑費 60,283
	食料費 -
	雑費 234,267
その他の寄附 - 件	今 回 計 2,093,011
その他の収入 850,000	前 回 計 -
今 回 計 1,550,000	総 計 2,093,011
前 計 -	
総 計 1,550,000	

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	-
ポスターの作成	611,500
ボスターの作成	-
選挙事務所用自動車等の立札及び看板の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の作成	-
個人演説会の立札及び看板の作成	-
政見放送の録画等	-
計	611,500

報告書受理年月日

令和 3 年 11 月 15 日

第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (石巻・牡鹿選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	池田 憲彦	所属党派	自由民主党	期	令和3年11月12日から	第 2 回分
出納責任者氏名	高橋 安男			期間	令和3年12月15日まで	

収 入	支 出
主たる寄附 (氏名・団体名)	人件費 - 円
(職 業) (寄 附 額) 円	家賃費 -
	選挙事務所費 -
	集会会場費 -
	通信費 3,479
	交通費 -
	印刷費 -
	文具費 -
	雑費 -
	食料費 -
	雑費 2,783
その他の寄附 - 件	今 回 計 6,262
その他の収入 -	前 計 2,093,011
今 回 計 1,550,000	総 計 2,099,273
前 計 1,550,000	
総 計 1,550,000	

報告書受理年月日

令和 3 年 12 月 15 日

第 2 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (石巻・牡鹿選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 6,503,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 加納 三代 所属党派 無所属 令和3年10月15日から 第1回分
 出納責任者氏名 加納 三代 期間 令和3年11月5日まで

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 北村 勝平 代表取締役 佐藤 英雄 会社役員	人件費 75,980 円 家賃費 50,000 円 選挙事務所費 50,000 円 集会会場費 - 通信費 - 交通費 - 交印費 - 広文費 654,160 円 食糧費 89,078 円 雑費 - 雑費 2,500 円 雑費 430 円
その他の寄附 その他の収入 今回計 155,488 前回計 217,988 総計 217,988	今回計 872,148 前回計 - 総計 872,148

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	120,160
ポスターの作成	534,000
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送の録画等	-
計	654,160

報告書受理年月日

令和 3 年 11 月 5 日

第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (多賀城・七ヶ浜選挙区)
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,313,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 藤原 益栄 所属党派 日本共産党 令和3年10月5日から 第1回分
 出納責任者氏名 稲葉 信二 期間 令和3年11月7日まで

収入	支出
主たる寄附 (氏名・団体名) 伊藤 真弓	人件費 394,000 円 家賃費 390,000 円 選挙事務所費 4,000 円 集会会場費 - 通信費 - 交通費 - 交印費 880,180 円 広文費 163,077 円 食糧費 50,000 円 雑費 63,527 円 雑費 - 雑費 -
その他の寄附 その他の収入 今回計 1,023,432 前回計 - 総計 1,023,432	今回計 1,550,784 前回計 - 総計 1,550,784

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	-
ビラの作成	120,160
ポスターの作成	442,600
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	-
個人演説会の立札及び看板の類の作成	-
政見放送の録画等	-
計	562,760

報告書受理年月日

令和 3 年 11 月 15 日

第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (多賀城・七ヶ浜選挙区)
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,313,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 伏谷 修一 所属党派 自由民主党
出納責任者氏名 石田 真 期 間 令和3年10月1日から 第1回分
令和3年11月5日まで

収入

主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円
自由民主党選挙運動委員会 政治団体 600,000
加藤 則博 会社役員 36,000

支出

人件費 206,500 円
家賃費 193,190
選挙事務所費 193,190
集会会場費 -
通交印広文食衣雑 929,280
通信通刷器具費 -
交通印刷器具費 -
印刷費 40,090
雑費 11,000

今 回 計 1,380,060
前 回 計 -
総 計 1,380,060

その他の寄附 4 件 40,000
その他の収入 1,000,000
今 回 計 1,676,000
前 回 計 -
総 計 1,676,000

項 目	金 額
選挙運動用通常集書の作成	-
ビラの作成	119,680
ポスターの作成	809,600
選挙事務所立札及び看板の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の作成	-
個人演説会の立札及び看板の作成	-
政見放送の録画等	-
計	929,280

報告書受理年月日

令和 3 年 11 月 11 日

第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (多賀城・七ヶ浜選挙区)
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,313,200 円

3 報告書の要旨

候補者氏名 伏谷 修一 所属党派 自由民主党
出納責任者氏名 石田 真 期 間 令和3年11月6日から 第2回分
令和3年11月11日まで

収入

主たる寄附 (氏名・団体名) (職 業) (寄 附 額) 円

支出

人件費 - 円
家賃費 -
選挙事務所費 -
集会会場費 -
通交印広文食衣雑 57,800
通信通刷器具費 -
交通印刷器具費 -
印刷費 -
雑費 -

今 回 計 57,800
前 回 計 1,380,060
総 計 1,437,860

その他の寄附 - 件 -
その他の収入 -
今 回 計 1,676,000
前 回 計 1,676,000
総 計 1,676,000

報告書受理年月日

令和 3 年 11 月 17 日

第 2 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 令和3年10月31日執行 宮城県議会議員補欠選挙 (多賀城・七ヶ浜選挙区)		2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 5,313,200 円	
3 報告書の要旨			
候補者氏名	伏谷 修一	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	石田 真	期 間	令和3年11月12日から 令和3年11月26日まで 第 3 回分
収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業) (寄 附 額) 円	支 出	円
		人件費	-
		選挙事務所費	-
		集会会場費	-
		通信印刷費	59,400
		交通広告費	93,940
		文具雑費	-
		雑費	-
		その他	-
		今 回 計	153,340
		前 回 計	1,437,860
		総 計	1,591,200
その他の寄附 その他の収入	- 件		-
今 回 計			1,676,000
前 回 計			1,676,000
報告書受理年月日	令和 3 年 1 2 月 1 日	第 3 回報告分	

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第9号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人富士直和から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊2のとおり公表する。

令和4年4月19日

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 吉 田 計

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定による平成29年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年4月19日

宮城県監査委員 高 橋 伸 二
宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦
宮城県監査委員 成 田 由 加里
宮城県監査委員 吉 田 計

第1 監査結果の報告

平成29年度の包括外部監査の結果（補助金等の事務の執行について）については、平成30年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月17日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知の日

令和4年3月24日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項 目	監査の結果及び意見 (Pは平成29年度包括外部監査結果報告書のページ)	措 置 の 内 容
1	Ⅲ. 監査の結果お	公益法人や社会福祉法人等のよ	補助金交付手続きの改善方針を

<p>よび意見(総論) 13. 消費税および地方消費税の仕入税額控除の積極確認 【意見】</p>	<p>うに、補助対象事業者が宮利企業でない場合、県は多くのケースで消費税等を含めた税込み金額を補助対象経費としつつ、仕入税額控除を受けた場合には補助対象経費のうち控除された消費税等の金額を県に報告の上、控除された消費税等に相当する補助金を県に返還することとしている。</p> <p>しかし、このような県のやり方では、宮利企業でない補助対象事業者が仕入税額控除を受けたにもかかわらず県への報告をしなかった場合には、県ではその事実を知りえず、結果的に補助金を過大支給してしまうことになりかねない。消費税等の税込み金額を補助対象経費とした場合には、現在のように仕入税額控除を受けた場合に県に報告するのではなく、受けたか否かにかかわらず、仕入税額控除を受けたかどうかについて事後的に必ず県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。このことは市町村等への間接補助の場合も同様で、最終的な補助対象事業者が仕入税額控除を受けたかどうかについて市町村から県に報告する仕組みとする必要があると考えられる。また、その前提として、補助対象事業者から市町村に対して、その事実を報告する体制とするように県は市町村に要請する必要がある。(P22)</p>	<p>改定し、消費税及び地方消費税の仕入税額控除について、消費税等の税込み金額を補助対象経費とした場合には、補助対象事業者が仕入税額控除を受けたか否かに関わらず事後的に必ず県に報告させる取扱いとした。</p>
--	---	--

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による令和元年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和4年4月19日

宮城県監査委員 高橋伸二
宮城県監査委員 渡辺忠悦
宮城県監査委員 宮城由加里
宮城県監査委員 吉田計

第1 監査結果の報告

令和元年度の包括外部監査の結果(補助金等の事務の執行について)については、令和2年3月30日に包括外部監査人から報告があり、同年4月14日付けで公表した。

第2 措置を講じた旨の通知のあった日

令和4年3月24日

第3 措置の内容

別紙のとおり

番号	項目	措置の内容
1	<p>Ⅲ. 今回の監査結果 第1章. 運営費負担金 運営費負担金(研究所経費)の予算実績対比分析について 【意見】</p>	<p>監査の結果及び意見 (P)は令和元年度包括外部監査結果報告書のページ)</p> <p>運営費負担金(研究所経費)額は、原則として研究所経費予算の積上方式による見積額となる。ここで、毎年度の予算に対し、当該年度終了後の実績額との比較分析を実施していない。</p> <p>研究所予算に対する運営費負担金の額が適正であるか検討するため、毎年度予算実績対比を実施することが望ましい。(P42)</p>
2	<p>Ⅲ. 今回の監査結果 第3章. 予算・財務実績 (かんセンター研究所の財政状況・経営成績について)</p>	<p>経営管理の一環として、かんセンター(研究所単体の財務諸表(もしくは準ずる資料)を作成することにより、より適正な経営分析を実施することが可能となると考えられる。(P53)</p> <p>研究所予算に対して、令和3年度より毎年度予算実績対比を作成し、適正な経営分析を実施することとした。</p>

【意見】	3 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約 契約締結 白衣 等洗濯業務 (人札参加者数 について) 【意見】	当該委託業務の人札者数は1者のみであり、そのまま落札に至っている。また、落札者は前回契約と同様の者である。 人札参加者数が低調となる要因についてがんセンター担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「人札者数が低調となる正確な要因ははっきりとしないものの、人札参加資格要件が厳しいのかもしれないと考えている。 人札参加資格要件のうち、「宮城県内の300床以上の病院で白衣等洗濯業務を誠実に履行している実績を1施設以上有する」業者は決して多くないもの、それでも5者程度は存在する」と考えている。しかし、1者のみしか人札しない現状を鑑み、実績となる病床数を減らす等の対策を考慮している。」	白衣等洗濯業務及び寝具病衣設備業務について、当センターにて契約期間を1年間延長し、精神医療センターと一括契約をするため、令和5年度契約より本部事務局にて人札参加資格を見直すこととした。
4 Ⅲ. 今回の監査結果 第4章. 委託契約 契約締結 病院 医事業務	当該契約は、公募型プロポーザル方式による随意契約であるが、企画提案者数は1者のみであった。企画提案者数が低調となる要因についてがんセンター担当者への	医事業務委託については、「医事部会」において、同時期に更新となる精神医療センターと併せ次期契約の検討を行っていたが、電子カルテの令和3年度中の更新時	
6 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 廃棄・処理 (医薬品の廃棄破損リストについて)	【結果】 「医薬品破損リスト」を作成・出力するにあたり必須入力項目となっている医薬品の単位が薬剤部と各部署で異なっているため、入力段階で単位が統一されていない状況になっている。 上記の結果、データ集計が非常に困難となり、単位が異なってい	「医薬品破損リスト」を作成・出力するにあたり必須入力項目となっている医薬品の単位が薬剤部と各部署で異なっているため、入力段階で単位が統一されていない状況になっている。 上記の結果、データ集計が非常に困難となり、単位が異なってい	
5 Ⅲ. 今回の監査結果 第8章. たな卸資産管理 抽出 (使用部署における診療材料管理ルールについて)	【結果】 中央倉庫から病棟等使用部署へ払い出された診療材料は即座に使用されるわけではなく、一定数量は使用部署において備置かれる。中央倉庫払出後の診療材料管理ルールは統一されておらず、物流管理システムへの入力管理手続や、使用頻度の低い診療材料の取り扱い等において、使用部署毎に差異があるとのことであった。 使用部署払出後の管理ルールは、院内で統一すべきである。(P115)	診療材料マネジメントをR3. 2月に改訂し、管理ルールを院内で統一した。	
(企画提案応募者数について) 【意見】	ヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。 「業者や他病院に聞くところによると、医療事務業界は専門性の高い職種であるが、震災以降は復興関連の仕事の賃金が上昇し、経験者であってもそちらへ人材流出が目立ち人材不足となっており、企画提案者数の減少につながっているものと思われる。」 以上の状況を総合的に勘案すると、当該公募型プロポーザル方式について、競争性が確保されているとは言えない状況であった。業者が参加しない理由のより詳細な調査や契約条件の見直し等、企画提案者数を増やす対策が望まれる。(P69)	に受託業者が変更となるリスクを鑑みて、1年間期間延長することとし、精神医療センターとともに令和5年度の本部一括人札実施に向け、参加資格を見直すこととした。	

<p>【意見】</p>	<p>るためシステム単価の計算ができない状況になっている。 当初のシステム導入時に事前検証すべき事項であり、事後に判明した事実であればシステム会社との取り決め(契約)に問題があるといわざるを得ない。データ集計の工数削減、在庫管理の観点からも早急な対応が望まれる。(P116)</p>	<p>医療情報システム運用管理規程を改定し、職種、職階ごとの利用者権限を設定した。改定した内容について11月開催の医療情報管理委員会の承認を得て運用を開始する。</p>
<p>7 Ⅲ. 今回の監査結果 第10章. IT管理 (がんセンターにおける職階別のシステム利用機能の範囲について) 【結果】</p>	<p>医療情報システムについて、職階別の権限設定はなされていない。そのため、いわゆる通常権限と管理者権限の違いがなく、職階機能別のアクセス制限がなされていない状況である。 システム機能ごとに適切な職階の者のみにアクセス権を付与し、他の者には閲覧のみ制限をかける等、システム利用者の権限設定については別途規程等を設けて管理すべきである。(P127)</p>	<p>医療情報システム運用管理規程で別途規定すると表現していたものを「最低文字数6文字以上、有効期限6か月以内」と具体的に規定し、職種、職階ごとの利用権限と併せて11月開催の医療情報管理委員会の承認を得て運用を開始する。</p>
<p>8 Ⅲ. 今回の監査結果 第10章. IT管理 (がんセンターにおけるパスワードの設定について) 【結果】</p>	<p>医療情報システム運用管理規程では、パスワードの最低文字数、有効期限等を別途規定するとされている。ここで、システム担当者へのヒアリングによると、当該規定は存在せず、また現在は電子カルテシステムと部門連携しているシステムのみパスワードの有効期限を6ヶ月で設定しているものの、他のシステムではパスワードの変更管理がなされていない状況である。 今後規程を作成し、全システムパスワード変更管理を徹底すべきである。</p>	<p>医療情報システム運用管理規程で別途規定すると表現していたものを「最低文字数6文字以上、有効期限6か月以内」と具体的に規定し、職種、職階ごとの利用権限と併せて11月開催の医療情報管理委員会の承認を得て運用を開始する。</p>

<p>(P128)</p>	<p>○宮城県監査委員告示第12号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定による令和2年度の包括外部監査の結果について、同法第252条の38第6項の規定により、宮城県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。 令和4年4月19日</p>	<p>宮城県監査委員 高 橋 伸 二 宮城県監査委員 渡 辺 忠 悦 宮城県監査委員 成 田 由 加里 宮城県監査委員 吉 田 計</p> <p>第1 監査結果の報告 令和2年度の包括外部監査の結果(補助金等の事務の執行について)については、令和3年3月29日に包括外部監査人から報告があり、同年4月20日付けで公表した。</p> <p>第2 措置を講じた旨の通知のあった日 令和4年3月24日</p> <p>第3 措置の内容 別紙のとおり</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="598 1153 678 1411">番号</th> <th data-bbox="598 1411 678 1736">項目</th> <th data-bbox="598 1736 678 1960">監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)</th> <th data-bbox="598 1960 678 2094">措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1153 598 1411">1</td> <td data-bbox="188 1411 598 1736">Ⅱ. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 2. 備品の明確な管理について 【意見】</td> <td data-bbox="188 1736 598 1960">宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成29年3月30日付)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、仙台市が所有する仙台市陸上競技場で使用する備品である「ラグビーボール」が管理備品の中に記載されていた。</td> <td data-bbox="188 1960 598 2094">当該備品は令和2年度に廃棄済みである。 今後、仙台市所有分の施設でのみ使用する備品がある場合は、仙台市へ譲渡を行うなどし、適切に管理する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>仙台市所有分の施設でのみ使用</p>	番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容	1	Ⅱ. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 2. 備品の明確な管理について 【意見】	宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成29年3月30日付)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、仙台市が所有する仙台市陸上競技場で使用する備品である「ラグビーボール」が管理備品の中に記載されていた。	当該備品は令和2年度に廃棄済みである。 今後、仙台市所有分の施設でのみ使用する備品がある場合は、仙台市へ譲渡を行うなどし、適切に管理する。
番号	項目	監査の結果及び意見 (Pは令和2年度包括外部監査結果報告書のページ)	措置の内容								
1	Ⅱ. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 2. 備品の明確な管理について 【意見】	宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成29年3月30日付)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、仙台市が所有する仙台市陸上競技場で使用する備品である「ラグビーボール」が管理備品の中に記載されていた。	当該備品は令和2年度に廃棄済みである。 今後、仙台市所有分の施設でのみ使用する備品がある場合は、仙台市へ譲渡を行うなどし、適切に管理する。								

	<p>する備品が、宮城県と指定管理者間での管理備品とされているのは実態を適切に表しておらず、県は仙台市への譲渡を行うなど、適切な管理形態とすべきである。(P35)</p>	
<p>2 II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 4. 顧客アンケートについて 【指摘】</p>	<p>協定書には、顧客アンケート結果の指定管理者から県への報告は毎月(翌月15日)まですべきことが示されているが、実際には、指定管理者から不定期にメール等で県に報告するにとどまっている。協定書の記載に従い、顧客アンケート結果について、毎月指定管理者から県へ報告すべきである。(P36)</p>	<p>基本協定書第29条の規定に基づく業務報告書として、顧客アンケート結果等を翌月15日まで利用状況報告書と併せて報告するよう指導した。</p>
<p>3 II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場 5. 随意契約について 【意見】</p>	<p>令和元年度に実施された修繕8件のうち、以下の3件について特命随意契約を選択しており、選択理由として「緊急性があり実績のある業者を選定」としていた。 ①相撲場(土俵の劣化、状態の低下) ②テニスコート(フェンス扉片開き扉(4箇所)の開閉不具合) ③テニスコート(フェンス扉支柱・ネットの経年劣化)</p>	<p>実質的な理由を検討した上で業者選定を行うよう、指定管理者へ指導した。今後は「契約事務にあたっての留意事項」として、指定管理者が毎年12月頃に行っている事務研修時に継続して随意契約の要件を確認するよう指導する。</p>
<p>4 II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県第二総合運動場 2. 週末の教室開催について 【意見】</p>	<p>例として実質的な理由の検討を実施せず、画一的に特命随意契約としないよう留意する必要がある。(P36)</p> <p>現在、宮城県第二総合運動場では、自主事業として中国気功教室や、ヨガ、スソバ、バレトン等の各種教室を開催している。週末は大会等があるため、各種教室は主に平日に開催されており、参加者は主婦層や高齢者が中心となっている。予約不要、かつ、1回500円程度で県民が気軽に趣味やスポーツを楽しめる教室開催は大変良いアイデアであると考えられる。しかし、平日のみの開催の場合、参加者層が限定されてしまうため、土曜日にも教室を開催し、是非、社会人や学生が教室に参加する機会を与えてほしい。大会が開催される週末の実施は難しいであろうが、武道館の貸切利用がない日や、閑散期に施設を有効活用するために、指定管理者は週末の教室開催を前向きに検討して頂きたい。(P56)</p>	<p>11月に第1回週末スポーツ教室を実施した。今後も貸切利用のない週末に各種教室を開催する。</p>
<p>5 II. 監査の指摘及び意見 第2章. 宮城県第二総合運動場 3. 利用者アンケートの積極的実施と事業報告書への反映 【意見】</p>	<p>平成29年、30年、令和元年度の事業報告書において、「利用者アンケートについて」という項目があるが、いずれも「利用者アンケートに対する利用者回答はございませんでした。」の旨が記載されている。この点に関し、指定管理者に確認したところ、利用者は何か要望等がある場合には、口頭で窓口で意見を伝えるに比べて、利用者が紙のアンケート</p>	<p>令和3年度の事業報告書から、紙のアンケートに加えて、口頭での要望等があった際にも記載するよう指導した。また、利用者に対し、窓口でアンケートの記載について声掛けを実施している。</p>

	<p>トに対する回答は得られていないとのことである。</p> <p>事業報告書には、たとえ紙のアンケートの回答がなかったとしても、窓口に寄せられた利用者からの意見、要望、クレームを記載するなどとして、現在、利用者たちが施設に対してどのように考えているかを、県も把握できるようにすべくである。(P57)</p>	
<p>6 II. 監査の指摘及び意見 第2章 宮城県第二総合運動場 4. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】</p>	<p>本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び、「それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。</p> <p>このように事業計画書と事業報告書が比較可能性を損ねている状況において、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう指導することが望ましい。(P58)</p>	<p>指定管理者に状況を確認したところ、年度の途中において計画変更があり、事業報告書では変更後の計画と実績を記載していたため、結果的に対応関係に矛盾があったように見えるとのことであった。なお、県へ提出された事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾はなかった。年度途中で計画人数等に変更があった場合は、事業報告書においてもその経過がわかるように記載するなど、整合が図られるよう指導を行う。</p>
<p>7 II. 監査の指摘及び意見 第3章 宮城県総合運動公園（ゾラゾライ・21） 5. 利用状況報告</p>	<p>平成29年度及び平成30年度の「宮城県総合運動公園利用状況報告書」を閲覧したところ、宮城県サッカー場の利用料金について、毎月の金額を合算した数値が年度合計と一致しておらず、また収支</p>	<p>正確な記載をするために、チェックの「ルール化」を徹底した。また、複数人によるチェックを行うなど体制を強化し、令和元年度利用状況報告書以降は正確な記載を行っている。</p>
<p>書の記載について 【指摘】</p>	<p>報告書とも不整合であることが判明した。</p> <p>利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。(P82)</p>	<p>指定管理者に状況を確認したところ、年度の途中において計画変更があり、事業報告書では変更後の計画と実績を記載していたため、結果的に対応関係に矛盾があったように見えるとのことであった。なお、県へ提出された事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾はなかった。年度途中で計画人数等に変更があった場合は、事業報告書においてもその経過がわかるように記載するなど、整合が図られるよう指導を行う。</p>
<p>8 II. 監査の指摘及び意見 第3章 宮城県総合運動公園（ゾラゾライ・21） 6. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】</p>	<p>指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を提出している。今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び、「それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した結果、一部の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。</p> <p>このように、事業報告書に再掲される当初の計画人数等が不適合である場合、比較可能性を損ねており、県が事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。県においては、事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう、指定管理者を指導することが望ましい。(P82)</p>	<p>管理対象範囲について、今年度指定管理者と管理範囲の再確認を行い、協定書の図面のとおりであることを確認した。今後、管理範囲に疑義が生じた場合は、協定書の図面を元に確認・共有し責任の所在を明確にする。</p>
<p>9 II. 監査の指摘及び意見 第4章 宮城県仙南総合ゾラゾライ南（ヒルズ南総合ゾラライ） 1. 管理する敷地の対象範囲につ</p>	<p>「宮城県仙南総合ゾラライの管理運営に関する基本協定書」に、指定管理者が管理する敷地の範囲が図面にて示されているが、図面と実際の管理対象範囲に一部違いがある。これは、取壊済である旧屋外ゾラライが設置されていた敷地が、管理対象範囲外であるにもか</p>	

<p>いて 【指摘】</p>	<p>かわらず、図面に含まれていたことによる。 管理対象範囲は指定管理契約におけるもつとも重要な要素の一つであり、責任の明確化の観点から正確に定めるべきである。 (P101)</p>	<p>指定管理者において、台帳備品番号と各備品に貼付する備品整理表を見直し、現在は管理表と備品実物が合致するよう管理している。</p>
<p>10 II. 監査の指摘及び意見 第4章、宮城県仙南総合ゾール（ヒルズ県南総合ゾール） 2. 備品の明確な管理について 【指摘】</p>	<p>今回の監査において、施設に存在する備品の实物を確認した。その結果、長いすと冷蔵庫については現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、台帳と同一の資産かどうか確認できなかった。また、ホワイトボードについては、現物に備品番号が貼付されているものの、当該備品番号は台帳に記載がなかった。 備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には台帳と一致する記載の備品整理表を貼付するなど、管理表と備品の实物の関係性を明確にすべきである。 (P101)</p>	<p>指定管理者において、利用状況報告書の作成に当たり、作成者と施設責任者による二重確認を徹底することとし、再発の防止策を講じた。</p>
<p>11 II. 監査の指摘及び意見 第4章、宮城県仙南総合ゾール（ヒルズ県南総合ゾール） 3. 利用状況報告書の記載について 【指摘】</p>	<p>「2019年度事業報告書」の「宮城県仙南総合ゾール利用状況報告書」では、競技用具区分の「入場料徴収する」及び「入場料徴収しない」の区分に分かれている。しかし、実際は、「入場料徴収する」の区分の利用は発生しておらず、すべて「入場料徴収しない」の区分の利用の誤りであった。さらに、令和元年度のゾール区分の合計利用人数においても、人数が誤って記載されていた。 利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となるこ</p>	<p>指定管理者において、利用状況報告書の作成に当たり、作成者と施設責任者による二重確認を徹底することとし、再発の防止策を講じた。</p>
<p>12 II. 監査の指摘及び意見 第4章、宮城県仙南総合ゾール（ヒルズ県南総合ゾール） 5. 宮城県ホームページ上の表記誤りについて 【指摘】</p>	<p>とから、正確な記載をすべきである。 (P102)</p>	<p>指摘のあった部分については、改善済である。ホームページの情報については、定期的に確認するなど、誤った情報やリンク切れになっているものがないか確認し、適切に更新していく。</p>
<p>13 II. 監査の指摘及び意見 第4章、宮城県仙南総合ゾール（ヒルズ県南総合ゾール） 6. 事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見】</p>	<p>指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。 今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び「2019年度事業報告書」を閲覧した結果、事業計画書の記載に比べ事業報告書の記載は全体的に簡易であり、両者を比較して計画どおりに事業が実施されたかの判断が難しい箇所があった。 県は指定管理者に対し、事業計画書と事業報告書の対応関係を可能な限り明確とすることが望ましい。 (P104)</p>	<p>事業計画書と事業報告書の対応関係を可能な限り明確とするよう指導した。</p>

<p>14</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第4章 宮城県仙南総合ゾール（ヒルズ県南総合ゾール）</p> <p>7. 「個人情報」の「厳重管理」に対する措置の解釈について 【指摘】</p>	<p>平成19年度包括外部監査結果「個人情報」の厳重管理（意見）」に対する平成20年度の措置の状況として、県は「事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行うべく」としていた。</p> <p>本監査結果から得られる教訓としては、事業計画書と事業報告書の全体的な整合性について、県が確認を実施し指定管理者に指導すべきとすることであると考えるのが妥当であるが、事業計画のうちミーティングのみに焦点を当てた当時の措置の状況は、やや的外れな対応であると指摘せざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係は今回の監査時点でも不明瞭な点があり、これは平成19年度意見を適切に解釈し対応していれば、当然に対応できていたものと考えられる。</p> <p>県は、包括外部監査結果を過度に限定して解釈するのではなく、包括外部監査の効果を最大限に発揮すべきである。（P111）</p>	<p>事業報告書が提出された際は、事業計画に記載されている事業の実施状況等を確認し、未実施のものや整合が図られていない事業等があれば、その理由や状況を確認するなどとして、適切な管理運営がなされるよう指導している。</p>
<p>15</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第5章 宮城県長沼ポート場（アイエス総合ポートランド）</p> <p>4. 納税義務の履行の確認について 【指摘】</p>	<p>指定管理者は、令和元年度に、これまで支払っていない消費税を5年分まとめて納税している。指定管理者側は、これまで県に、指定管理料収入が課税対象かどうかを問い合わせていたが、県からは明確な回答はなく、自らも積極的に税務署への確認を行っていなかった。しかし、令和元年12月10日に県監査委員事務局が実施した財政的援助団体等監査におい</p>	<p>当指摘内容については、指定管理者において、指定管理者となった時点から税務署へ相談を行うなど、法令順守の意識をもって対応していたが、税務署からは明確な回答が得られなかった。また、監査での指摘が行われたのは令和元年度であった。県としては、当該団体に対する税滞納がないことの確認が申立書のみでの判断であり、その内容の確</p>
<p>16</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第5章 宮城県長沼ポート場（アイエス総合ポートランド）</p> <p>5. ウェブサイトの利用者の対処 【意見】</p>	<p>指定管理者によると、ポート場にウェブサイトをしに来る利用者がいるとのことである。ウェブサイトをウェブサイトの共有ポータル以外の目的でポータルを利用する人がいる場合、ポータル利用者の妨げになる恐れがあり、事故にもつながることから、厳正に対処しなくてはならない。指定管理者側においては、ポータル利用者の安全確保のためにも、宮城県警察や警備会社との連携強化といった対処法を県と協議すべきではないであろうか。（P119）</p>	<p>認め不十分であったことから、今後は、納税義務がない場合は、申立書にその理由・根拠の記載を求めるとともに、各種税の賦課・徴収権を持つ税務署等への確認記録を提出書類に加えるなどとして、指定管理者としての申請資格の有無を厳正に審査することで再発防止を図る。</p>
<p>17</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第6章 宮城県ラフォーレ射撃場</p>	<p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、ビームライフル12本について、備品番号等の記載が見受け</p>	<p>備品整理票を送付し、指定管理者が該当備品に貼り付け、管理票と備品の実物の関係性を明確化した。</p>

<p>(nextライフル射撃場) 2. 備品の明確な管理について 【指摘】</p>	<p>られず、「宮城県ライフル射撃場備品一覧」と同一の資産かどうかを確認できなかった。指定管理者担当者によると、県担当課から備品番号を記載した貼付用の備品整理表を送付することであったが、今回の監査時点においてまだ送付されていないことである。 備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には管理資料と一致する記載の備品整理表を貼り付けるなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。 (P144)</p>	<p>実績報告書の提出があった時点で確認・指導するなど、日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者に対し指導を行った。</p>
<p>18 II. 監査の指摘及び意見 第6章 宮城県ライフル射撃場 (nextライフル射撃場) 3. 「委託管理業務に関する見積書の日付記入」に対する措置について 【指摘】</p>	<p>平成19年度包括外部監査結果「委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)」における、「指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである」という監査結果に対し、県は平成20年度措置の内容として、「日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく」としていた。 この点、今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し見積書を閲覧したが、建築物維持管理業務の見積書について、日付の記入が見受けられなかった。 このように、当時の監査結果及び措置の状況に反している事実は、包括外部監査結果を軽視している指摘せざるを得ず、見積書という1論点に留まらず県の包括外部監査に対する意識への改善が必要である。 (P152)</p>	<p>実績報告書の提出があった時点で確認・指導するなど、日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者に対し指導を行った。</p>
<p>19 II. 監査の指摘及び意見 第7章 宮城県クレー射撃場 1. クレー射撃の振興施策について 【意見】</p>	<p>本施設は、県自然保護課の管轄である。同課の主な業務内容は、自然保護や野生動物の保護・狩猟等の管理であり、スポーツの振興は含まれていない。 県自然保護課へのヒアリングを実施したところ、スポーツとしてのクレー射撃の普及等の振興施策は特設実施しておらず、スポーツ健康課の管轄で何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。 県はスポーツとしてのクレー射撃の振興施策について、どの課が責任をもって行うのか、あるいは課を超えた協力体制を築くのか、検討を行う事が望ましい。 (P159)</p>	<p>クレー射撃場は狩猟者研修施設として、平成13年のみやぎ国体に併せて整備された経緯があり、狩猟者の育成のみならず、スポーツとしてのクレー射撃を通じた地域活性化が期待される施設でもある。県のスポーツ振興課は各種競技の選手への競技力向上にとどまらず、広く県民のスポーツ機会確保等の施策を推進しているところであり、自然保護課は関係課として、狩猟者への周知や、競技会場・練習環境の場を提供することで、引き続きスポーツとしてのクレー射撃の振興を支援していく。</p>
<p>20 II. 監査の指摘及び意見 第7章 宮城県クレー射撃場 4. 施設の計画的な修繕について 【意見】</p>	<p>本施設は平成11年7月に開設されて以来、一度も大規模な修繕を実施していない。また、施設の開設以来、長らく修繕計画等を作成したことがなく、初めて作成を行ったのが令和2年6月30日付であった。 本修繕計画の元となった資料として、指定管理者が県に提出した「宮城県クレー射撃場に係る施設・設備等の修理、修繕に関する要望書(案)」がある。本資料には、管理棟や附属棟、工作物その他の設備等の老朽化・劣化具合が写真と共に詳細に記載されている。実際に、今回の監査において本施設</p>	<p>今後開設する施設は、開設当初から修繕計画を策定し、点検結果等を踏まえて必要に応じ適切に修繕計画を修正することとする。</p>

	<p>を巡視したところ、各所に塗装剥離、錆、腐食など、老朽化の兆候が見受けられた。</p> <p>一般に、施設の修繕は開設当初から計画を立て定期的に実施すれば、トータルのライフコストは抑えられるものであり、また予算の不足により不便・安全でない状態で利用することを強いる可能性も低減できるものである。県は本施設のみならず、各スポーツ施設において開設当初から修繕計画を見積もり、かつ毎年度適切に修正すべきである。</p> <p>(P162)</p>	<p>今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した結果、備品の実物に記載している備品番号が、備品一覧表に記載されている備品番号と一致していないことが判明した。</p> <p>備品の所有権及び管理責任を明確にするため、備品に記載する備品番号は管理資料と一致するよう早急に修正すべきである。</p> <p>(P175)</p>	<p>備品一覧表に記載されている備品番号と一致しない番号のシールが貼付されていたと指摘のあった助木については、古いシールの刺がし忘れがあったものであり、正しい番号のシールも別に貼付されていた。よって、監査直後に古いシールを実物の番号の不一致は解消された。また、その他の備品についても、番号のチェックを行い、問題がないことを再確認した。</p> <p>今後は県及び指定管理者において、より一層丁寧な確認を行い再発防止に努める。</p>
<p>21</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第8章 宮城県障害者総合体育センター 5. 備品の明確な管理について 【指摘】</p>	<p>加瀬沼公園は、毎週火曜日が休園日であり、休園日には職員は問わず、公園内の点検や巡回が行われていない。しかし、休園日に公園に侵入し、野球をしている人、大型犬を連れてきてリード無しで放している人がおり、また、「火を使っている」と近隣住民からクレームを受けたこともあるとい</p>	<p>令和3年5月に、指定管理者と連携し、休園時における園内への侵入を防止するため、出入口に設置している門扉の開口部に、注意喚起看板の設置及び侵入防止対策を講じた。</p>	
<p>22</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第9章 加瀬沼公園（モリリン加瀬沼公園） 3. 休園時の侵入者対策 【指摘】</p>	<p>現在、加瀬沼公園で行っている自主事業は、飲料・アイスクリームの自動販売機の設置とパークキュー用の炭販売のみである。利用者の一部からは飲食の販売をのぞむ声があり、また、公園の徒歩園内にコンビニ等が見当たらないため、公園内での飲食販売に対する利用客のニーズは非常に高いと思われる。指定管理者へのヒアリング時に、キッチンカーを検討しているとの回答を得、その後、実際に公園に足を運んだところ、コーヒーマシンのキッチンカーを目にした。</p> <p>今後も家族連れや、パークキュー利用客の多い土日だけでも、キッチンカーを積極的に取り入れ、公園の魅力向上に努めてほしいと考える。</p> <p>また、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークの自主事業で行った「クワリスワスリース作り」のように、子供たちを楽しめるイベントを加瀬沼公園でも是非企画して</p>	<p>令和3年4月に、キッチンカーの積極的な活用について指定管理者に働きかけ、毎週末キッチンカーを導入した。</p> <p>また、来園した子供たちが楽しめるよう、令和3年6月と10月にダンスイベントを実施した。</p>	
	<p>う。しかし、実効性のある侵入者対策は何もされていない状態であった。</p> <p>指定管理者及び県の担当者によると、来年度より、毎週火曜日の休園日がなくなる方向で話が進められているとのことである。しかし、従来通り、年末年始は休園することであるため、休園日には、園内での事故防止の観点からも、公園内に立ち入れないよう、フェンスを設置するなどして侵入者を防ぐ努力は引き続き必要であろう。</p> <p>(P179)</p>	<p>令和3年4月に、キッチンカーの積極的な活用について指定管理者に働きかけ、毎週末キッチンカーを導入した。</p> <p>また、来園した子供たちが楽しめるよう、令和3年6月と10月にダンスイベントを実施した。</p>	
<p>23</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第9章 加瀬沼公園（モリリン加瀬沼公園） 4. 自主事業への取り組み強化 【意見】</p>	<p>現在、加瀬沼公園で行っている自主事業は、飲料・アイスクリームの自動販売機の設置とパークキュー用の炭販売のみである。利用者の一部からは飲食の販売をのぞむ声があり、また、公園の徒歩園内にコンビニ等が見当たらないため、公園内での飲食販売に対する利用客のニーズは非常に高いと思われる。指定管理者へのヒアリング時に、キッチンカーを検討しているとの回答を得、その後、実際に公園に足を運んだところ、コーヒーマシンのキッチンカーを目にした。</p> <p>今後も家族連れや、パークキュー利用客の多い土日だけでも、キッチンカーを積極的に取り入れ、公園の魅力向上に努めてほしいと考える。</p> <p>また、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークの自主事業で行った「クワリスワスリース作り」のように、子供たちを楽しめるイベントを加瀬沼公園でも是非企画して</p>	<p>令和3年4月に、キッチンカーの積極的な活用について指定管理者に働きかけ、毎週末キッチンカーを導入した。</p> <p>また、来園した子供たちが楽しめるよう、令和3年6月と10月にダンスイベントを実施した。</p>	

<p>24</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第9章 加瀬沼公園（モリリン加瀬沼公園） 5. 公園内の幹線道路</p> <p>【指摘】</p>	<p>現在、公園内の幹線道路横断歩道の白線が消えかかっている。指定管理者側は、子供が横断歩道以外の場所に飛び出す危険性を認識し、1年ほど前から土木事務所に白線を引くよう話してはいるものの、改善されないままである。県が行える対策としては、公園幹線道路の消えかかっている白線を引き直して横断歩道であることとを明確に示し、車側と歩行者側の双方の注意を喚起することである。横断歩道は、看板を立てるよりも視覚的なインパクトがあることで、事故が起きないように、早急に対応すべきである。（P181）</p>	<p>ほしいものである。（P180）</p> <p>令和3年4月に、公園利用者の安全を確保するため、横断歩道、外側線及び「徐行」の路面標示など、区画線の修繕（引き直し）を行った。</p>
<p>25</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第10章 仙台港多賀城地区緩衝緑地（うしちやん多賀城緑地公園） 2. 有料施設予約システムの導入</p> <p>【意見】</p>	<p>仙台多賀城地区緩衝緑地には、野球場、テニスコート、陸上競技場、サッカー場・ラグビー場の有料施設があるが、平成29年～令和元年度の利用料収入はいずれも80万円程度にとどまっており、利用者数は伸び悩んでいる。これらの有料施設はホームページ上では予約ができず、電話かファックスでのみ予約が可能となっている。しかし、これでは電話やファックスでの予約に抵抗がある世代の利用を遠ざけてしまいかねない。</p> <p>そこで、仙台市のスポーツ施設が導入している「仙台市市民利用施設予約システム」のような一括予約サイトを、宮城県でも導入してはどうかであろうか。一括予約サイトを設けることで、確実にスポーツ施設の利用者増加が見込ま</p>	<p>企画部デジタルみやぎ推進課及び指定管理者と連携し、令和4年1月から予約オンラインシステムを導入した。</p>
<p>26</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第11章 岩沼海浜緑地（ジュニパーク岩沼） 2. ローラーすべり台のアピール</p> <p>【意見】</p>	<p>岩沼海浜緑地の遊具にはローラーすべり台（北アロック・南アロック）があり、特に、南アロックのローラーすべり台は、滑りながら広々とした公園を見渡せるといった特徴がある。しかし、指定管理者によると、南アロックのローラーすべり台の向きが公園の入口側ではなく、公園の奥を向いているため、公園を訪れた利用者がすべり台の存在に気づかないことが多いという。</p> <p>ローラーすべり台のような素晴らしい遊具があるのに、その存在が利用者に気づかれにくいというのは、その遊具を有効活用できていないとはいえない。子供たちがローラーすべり台をすぐに見つけられるように、矢印をつけた案内板を遊具の近くや、ローラーすべり台に行くまでの道の所々に設置してみてはどうかである（P196）</p>	<p>令和3年4月に、ローラーすべり台をはじめとする公園施設全体の更なる利用拡大に向け、案内板及びパンフレットに主要施設の写真を掲載したほか、公園のホームページにローラーすべり台等のPR記事を掲載した。</p> <p>また、令和3年5月に、園内に誘導看板を設置した。</p>
<p>27</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第12章 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 1. 釣り客のマナーについて</p> <p>【意見】</p>	<p>スリーエム仙台港パークは、釣りを楽しめる公園として、釣り客に人気がある。釣り客は年々著しい増加を見せているが、現状、釣り客のマナーが問題となっている。指定管理者によると、公園のクレーンは、釣り客からのクレームが最も多く、2020年6月には、「こんなにもマナーの悪い公園でいいのか」というクレームまで発生した。</p> <p>また、釣り客の増加は公園の駐</p>	<p>本公園は、広く港湾利用者や県民等に散策や休養等を通じた海や港とのふれあいの場を提供し、港湾に対する親しみやその活動に対する理解の増進を図ることを目的として整備したものであり、日頃より釣りをはじめ、様々なレクリエーション活動を通じ、海や港とのふれあいの場として親しまれている。</p> <p>公園の整備の目的から使用料を徴収することは、慎重に考える必</p>

	<p>車場にも影響を及ぼしており、午前7時半の開園と同時に釣り客の車が駐車場ほぼ半分を埋め尽くしてしまい、その後来園した他の公園利用者が、満車のために公園を利用できずに引き返す事例もあつたという。</p> <p>マナー向上のための措置としては、釣り客の有料化（条例改正が必要）も選択肢として考えられる。利用料により公園設備の修繕を可能にするというメリットもある。</p> <p>県と指定管理者は連携し、有料化の選択肢も含めマナー向上のために対応し、釣り客と一般利用客の双方が公園を快適に利用可能とすることが望ましい。（P201）</p>	<p>要があるが、利用者が施設を安全、快適に使用することは重要であることから、指定管理者等と協議の上、新たに釣りをを行う際の利用ルールを定め、公園内に掲示を行ったほか、適宜園内における声かけを実施しており、現在は利用者からのクレームやトラブルは大幅に減少している。</p>
<p>28</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 2. テニスコート の老朽化 【意見】</p>	<p>スリーエム仙台港パークには、有料テニスコートがあり、市民がテニスを楽しむ場となっている。現在、テニスコートの老朽化が深刻で、コートの表面のゴムがはがれてきている。そのまま放置すれば使用できなくなるおそれがある。</p> <p>港湾施設としてのみではなく都市公園としての利用客を確保するためにも、テニスコートの修繕にも予算を確保していくことが望まれる。（P202）</p>	<p>損傷している箇所については、今年度修繕を行った。県では、港湾施設の長寿命化のために計画的な点検、維持補修を実施しており、その中で、港湾環境施設についても優先順位を見極めつつその修繕に取り組むこととしている。</p>
<p>29</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙</p>	<p>2020年7月にスリーエム仙台港パークの海の広場の1箇所が地面の陥没が起きた。幸い、けが人は出でおらず、指定管理者による応急的な措置で穴を塞いだ。しかし、指定管理者によると、陥没が</p>	<p>陥没箇所については、令和3年2月に発生した福島県沖地震による被害箇所と近接していることから、工事の手戻りを防ぐため、被害箇所の復旧工事と併せて実施することとしている。</p>
<p>30</p> <p>II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設（スリーエム仙台港パーク） 4. 指定管理料の値上げについて 【意見】</p>	<p>起きたのは今回だけでなく、3年前にも陥没が起きたことがあったという。当時、県が調査した結果、浸食による陥没であることがわかっており、今回の陥没の原因もおそらく海の水が入り浸食されたことによる陥没ではないかと県の担当者は話している。また、港湾課の担当者によると、2021年1月末に陥没の原因調査に関し、入札の公告、2月末に契約予定とのことであった。2月13日に発生した地震により海の広場が被災したことから、この被災状況と合わせて調査し、復旧工事を行うこととしている。</p> <p>今後、陥没が再発生し、たとえそれが小さな穴だとしても子供が落ちたら大事故につながるおそれがある。利用者の安全確保のために、県は、他の修繕に優先して、早急に原因を調査し、芝生の浸食が進行しているならば埋める、あるいは、コンクリートにする等の対応を進めてほしい。（P203）</p>	<p>スリーエム仙台港パークは他公園施設より敷地面積が小さく、緑地や樹木の管理を職員自ら実施することが可能であることなどから、一部業務を外郭事業者へ委託している公園施設より、結果として人件費の割合が高くなっているもの。</p> <p>これまでも他公園施設と同等の管理人数を確保するなど、適正なサービスの実施に取り組んできたところだが、令和3年度に実施した指定管理者の募集では、実績に基づき修繕費を増額するなど、さ</p>

<p>31 II. 監査の指摘及び意見 第12章. 仙台塩釜港 仙台港地区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク) 5. P-PFI事業の促進 【意見】</p>	<p>額が、施設の管理運営やサービスの質を高めていくのに本当に十分な額であるかどうか、検討してはどうかであるうか。 (P204)</p>	<p>額が、施設の管理運営やサービスの質を高めていくのに本当に十分な額であるかどうか、検討してはどうかであるうか。 (P204)</p> <p>らにサービスの質の向上が図られるよう積算を行った。</p> <p>今後、一定の利益が見込まれる公園施設を整備する際は、事業の効率性、採算性の向上を図るため、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用したP-PFI事業の活用も含め検討する。</p>
---	--	---

指定管理者によると、土日のみスリーエム仙台港パークにキックオフカーが来ているとのことであるが、仙台港を見渡せる公園の雰囲気を活かし、カフェやビアホールといったP-PFI事業に挑戦していきたいとのことであった。

この点に関し、港湾課の担当者にはアリンクしたところ、スリーエム仙台港パークの所在する地域は工業専用地域であり、建築物に制限があることからカフェをつくることはできないそうである。しかし、販売車を用いた飲料等の販売は可能とのことであり、県の担当者も指定管理者からの要望があれば、協力したいという姿勢である。

スリーエム仙台港パークは都市公園ではないことからP-PFI事業の実施は困難であるが、全国においても、P-PFI事業を行っている公園の実例は多く、公園の魅力度や利用者満足度の向上という観点から、公園内における収益事業は必須であるといえる。長期的な目線で公園の魅力を向上させていくためにも、宮城県内の指定管理施設を導入した都市公園でも、今後、P-PFI事業を前向きに検討してほしいものである。
(P205)